



福県医発第 647 号 (総)
平成 22 年 6 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 22 年度農薬危害防止運動に対する協力依頼について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がまいりました。

本件は、国及び地方自治体の緊密な連携及び関係諸団体の協力の下、「農薬危害防止運動実施要項」を踏まえ、農薬危害防止運動を全国的に実施するものであり、関係法令に基づき、遵守すべき事項を周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、農薬による事故等を極力防止することを目的に農薬危害防止運動を実施するものです。

なお、実施要項「第 5 実施事項 1 農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発」中に、(2) 医療機関等との連携が盛り込まれております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

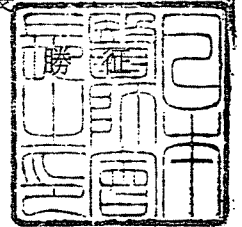
日医発第 199 号 (地 I 39)

平成 22 年 5 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中



平成 22 年度農薬危害防止運動の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長連名により、都道府県知事等に「平成 22 年度農薬危害防止運動の実施について」の通知が発出されるとともに、本会に対しましても農薬危害防止運動に対する協力依頼がありました。

本件は、国及び地方公共団体の緊密な連携及び関係諸団体の協力の下、「農薬危害防止運動実施要綱」を踏まえ、農薬危害防止運動を全国的に実施するものであり、実施期間は原則として 6 月 1 日からの 3 か月間であります。目的は、関係法令に基づき、遵守すべき事項を周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、農薬による事故等を極力防止することにあります。

なお、実施要綱中の「第 5 実施事項 1 農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発」において、(2) 医療機関等との連携が盛り込まれておりますことに、ご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

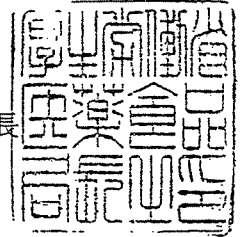


薬食発0423第16号

平成22年4月23日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



平成22年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動について、別紙のとおり実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県等あて通知しましたので、貴会におかれましても、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。

別添

薬食発 0 4 2 3 第 1 2 号
2 2 消 安 第 3 5 8 号
平成 2 2 年 4 月 2 3 日

都道府県知事
各保健所設置市市長
特別区区长

殿

厚生労働省医薬食品局長

農林水産省消費・安全局長

平成 2 2 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用についての指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 12 条第 1 項及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬使用基準に違反した事例や土壌くん蒸剤施用後の作業管理不足による周辺住民への被害の発生、または農薬の不適切な管理による誤飲といった中毒事故が散見されているところである。

また、住宅地周辺で農薬を使用する際に、周辺住民への周知の取り組み等が十分でなかった事例も確認されているところである。

一方、昨今のみつばちの減少問題についてはこれまでも養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等の連携を緊密に行うとともに、農薬使用に際して事前に関係者への連絡を行う等の指導をお願いしているところであるが、問題の背景として農薬も一因ではないかと考えられていることから、さらなる連携強化が必要とされているところである。

このような状況にかんがみ、本年においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

別紙

農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たって、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の使用に伴う人や家畜等に対する被害の発生及び農薬の本来の目的とは異なる使用や悪用が、依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等へ健康影響に対する配慮が強く求められており、あらゆる面で農薬の安全かつ適正な使用の必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病害虫の抑制に効果を示す資材が販売及び使用された事例があったが、当該資材は無登録農薬に該当するものであった。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成22年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

国にあっては、地方農政事務所等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあっては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となった協力体制の整備を図るとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

第5 実施事項

1 農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発

(1) 普及啓発の強化

ア 広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発を行う。

イ 農薬使用者・販売者等に対する農薬の取扱い等に関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

(2) 医療機関等との連携

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

(3) 適切な保管管理の徹底

農薬による危害防止や悪用を防止するため、農薬は鍵のかかる場所に保管する等、保管管理を徹底するよう指導する。

(4) 農薬の適正処理

使用しなくなった農薬については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し廃棄物処理業者へ依頼して適正に処理するよう指導する。

2 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用基準の遵守

農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準をいう。）の遵守を徹底するよう指導する。

加えて、農業者による農薬使用に当たっても、農林水産省より提示されている「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」等を参考に、各生産地で取り組まれている生産工程管理の点検項目に農薬の適正使用に関する取組を組み込むなどにより、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

(2) 農薬の不適正使用防止対策

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者及び農薬使用を委託する者（以下「農薬使用者等」という。）に対し、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、地方自治体及び農業協同組合等、関係機関の職員を活用しつつ、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努める。

(3) 無登録農薬の疑いがある資材

ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、葉面散布等農薬と同様の使用方法を推奨している資材の中には、農薬の効果を謳った、又は病虫害の抑制効果を示す資材が販売及び使用されている事例が見られる。これらの資材は、無登録農薬の疑いがあり、安全性や効果が保証されたものではないことから、使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

(4) 農薬取締法上販売及び使用が禁止されている農薬

農薬取締法第9条第2項及び第11条で販売及び使用が禁止されている農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守し適切に処理するよう指導する。なお、販売及び使用が禁止された農薬については、農林水産省のホームページ等から提供される情報を必ず確認するよう、指導する。

(5) 農薬使用に当たっての留意事項

農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。なお、アの指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認するとともに、農薬の適正使用を徹底する。特に、①育苗箱等に農薬

を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する、②水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる、③農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。（「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）参照）

イ 同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものがあり、この場合には使用できる農薬や使用方法が異なる場合がある。また、作物の名称や形状が似ているが異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意する。（「誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について」（平成 19 年 11 月 15 日付け 19 消安第 10047 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局農産振興課長、園芸課長、特産振興課長、大臣官房参事官（普及担当）通知）参照）

ウ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも飛散することを考慮して、それぞれの収穫時期を確認したうえ、農薬の選択や使用方法に十分注意する。

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意する。

オ やむを得ず現地混用を行う場合は、現地混用に関する情報提供に努めるとともに、当該注意事項を遵守する。

（6）住宅地等における農薬使用

ほ場のみならず学校、病院、保健所その他公共施設内及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する場合、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、以下の対策を徹底する。（「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長環境省水・大気環境局長通知）参照）

ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、農薬を散布する場合は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面や看板等により周知を行う等により周辺住民に対して配慮するよう指導する。

イ 公園等一般場面

学校、病院、保健所等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園、市民農園における農薬使用者等に対し、

農薬使用の回数及び量の削減のため植栽管理等を行うとともに、農薬を使用するに当たっては、農薬の選択、使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面や看板等により周知を行う等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

(7) 土壌くん蒸剤の使用

土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実にを行う等の安全確保を徹底するよう指導する。（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

(8) 航空防除における農薬使用

ア 農林水産航空事業の実施主体に対し、当該事業の実施に当たり、関係法令を遵守し、毒性の強い農薬等は極力使用しないこととし、散布日や使用する農薬の種類等について周辺住民等への事前通知を実施し危害防止に万全を期すことを徹底するよう指導する。（「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

イ 無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、散布日や使用する農薬の種類等について周辺住民等への事前通知を実施し、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、操作要員及び作業者の安全に十分留意するよう指導する。（「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農林水産省農蚕園芸局長通知）参照）

ウ 公園、森林等における農林水産航空事業の実施主体及び無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、関係法令及び実施基準等を遵守し、事前通知の実施等により、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

(9) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記

3 「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし情報の共有化を図り、効率の良い立入検査を実施する。（「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成 19 年 3 月 30 日付け薬食発第 0330025 号・18 消安第 14527 号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）参照）

- (2) 農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、都道府県知事等への登録が義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用して販売しないよう指導を徹底する。

4 環境への危害防止対策

- (1) 昨今、減少が問題とされているみつばちについては、その原因は特定されていないものの、農薬も原因の一つであると考えられていることを考慮し、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報提供を行う等、これまで以上に取組みを強化するよう指導する。（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成 17 年 9 月 12 日付け 17 消安第 5679 号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成 21 年 7 月 24 日付け 21 消安第 4395 号消費・安全局長、生産局長通知）参照）
- (2) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。
- (3) 土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度検出された事例があったが、未だ原因は究明されておらず、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていない。ただし、環境及び衛生関係当局から同様な情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努める等、関係機関が連携して対処する。なお、臭化メチルを不可欠用途として使用する際は、その使用量及び排出量を削減するよう指導するとともに、臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

別記1

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、高齢者、子ども等が誤飲する状況
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は睡眠不足
- (3) 病中病後や睡眠不足等、体調の万全でない状態で散布作業に従事した
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事した
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事した
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者が農薬に暴露した
- (7) 散布途中の喫煙又は散布後農薬が付着した手で食事をした
- (8) 防除器具等の点検不備により、農薬散布者が薬液を浴びる状況
- (9) 周辺に通行人がいることを十分確認せず散布した
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかった
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等、農薬を不適正な方法で使用了

2 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えない。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- (4) 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、安全かつ適正に使用する。また、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- (8) 風下からの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てるなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意する。
- (10) みつばちに被害を及ぼさないよう、農薬を散布するときは養ほう家と緊密な

連携を行い、事前に農薬使用の情報提供を行う等対策を講ずる。

- (11) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- (12) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにする。
- (13) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守する。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意するとともに、被覆を完全に行う。
- (14) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- (15) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、あるいは気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- (16) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- (17) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守し廃棄物処理業者に依頼し適正に行う。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理する。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行う。
- (18) 毒劇物たる農薬については、毒劇及び劇物取締法上の登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与してはならない。
- (19) 農薬の空容器、空袋の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行う。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足
- (4) 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用

2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用の要因

- (1) 当該農薬の譲受者は農家等であり、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、購入者以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人等に伝える。
- (2) 毒劇物たる農薬の販売に当たって、当該毒劇物の廃棄は法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人等に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は毒劇物の指定がない農薬と分け、適正な保管管理（施錠管理）を行うよう譲受人等に伝える。
- (4) 毒劇法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (5) 譲受人等の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。